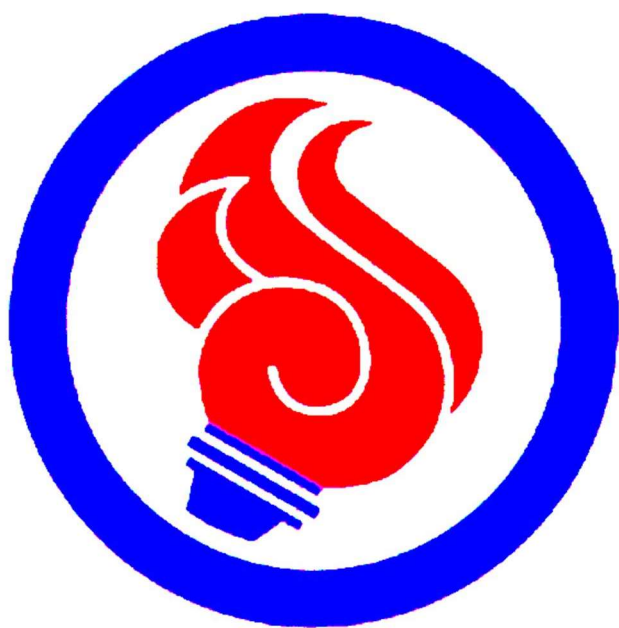


三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第4回宿泊衛生専門委員会

書面報告



令和3年2月

目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会第4回宿泊衛生専門委員会

【報告第1号】

三重とこわか国体競技別リハーサル大会の中止について・・・・・・・・・・ 1

【報告第2号】

競技会開催施設の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【報告第3号】

「三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」
の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【報告第4号】

三重とこわか国体亀山市弁当調製施設募集要領・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

【報告第5号】

三重とこわか国体亀山市弁当調製施設の指定について・・・・・・・・・・ 1 5

【参考資料】

資料1

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会宿泊衛生専門委員会
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7

資料2

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・・ 1 8

資料3

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・ 2 3

報告事項

三重とこわか国体競技別リハーサル大会の中止について

三重とこわか国体の開催に備え、県の「第76回国民体育大会 競技別リハーサル大会開催基準要項」および「亀山市競技別運営基本計画」に基づき、国体における競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の国体に対する関心を高め、理解を深めるため、次の通り競技別リハーサル大会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止しました。

<中止された大会>

○軟式野球

大会名称：第42回東日本軟式野球大会（1部）

開催期間：令和2年5月30日（土）～31日（日） 2日間

会 場：西野公園野球場

○ウェイトリフティング

大会名称：内閣総理大臣杯第57回全日本社会人ウェイトリフティング選手権大会
レディースカップ第12回全日本女子選抜ウェイトリフティング選手権大会

開催期間：令和2年11月22日（日）～26日（木） 5日間

会 場：西野公園体育館

競技会開催施設の変更について

競技会開催時における熱中症対策や来場者の駐車可能台数などを考慮し、開催施設を次の通り変更しましたので報告します。

区 分	競技名	変更後	変更前	認定通知日
デモンストレーションスポーツ	スポーツ鬼ごっこ	西野公園体育館	西小学校体育館	令和2年8月25日
	ユニカール	西野公園体育館	東野公園体育館	令和2年8月25日
	カローリング	西野公園体育館	東野公園体育館	令和3年1月15日

「三重とわか国体競技会における新型コロナウイルス 感染防止対策ガイドライン」の策定について

令和3年度の三重とわか国体の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に、三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会（県実行委員会）では、「三重とわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を策定しました。

本市で開催される競技会につきましては、競技の特性や感染状況を考慮しつつ、本ガイドラインや中央競技団体が定めるガイドライン等を参考に、新型コロナウイルス感染防止対策を行います。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時必要な改訂が行われる予定です。

三重とこわか国体競技会における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

- ※ 本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障害者スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に、三重とこわか国体の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に作成しました。
- ※ 本ガイドラインでは、競技会における各主体の役割分担や競技会の参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において、実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめており、対策を検討するにあたっての「判断の基準」として活用していただくことを想定しています。
- ※ なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改訂を行っていきます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会
【第1版】 令和2年11月19日

1 目的

本ガイドラインは、三重とこわか国体の競技会開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町実行委員会及び競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツを対象とする。

3 役割分担

(1) 県実行委員会

- ① 本ガイドラインを作成し、関係者へガイドラインの周知を行う。
- ② 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、基準を定める。

(2) 市町実行委員会

- ① 参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。
- ② 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。
- ③ 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④ 参加者全員分の体調管理チェックシートを保管し、保管期間終了後は廃棄する。

(3) 競技団体

- ① 参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行う。
- ② 各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
- ③ 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。
- ④ 体調管理チェックシート（選手団分）のとりまとめについて、市町実行委員会と協力して実施すること。

(4) 選手団

- ① 参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行う。
- ② 競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑

いを含む)の対応については、別途、県実行委員会が定める基準に沿って対応する。

(5) その他(共通事項)

- ① 参加者は、厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び三重県の「安心みえる LINE」を活用することが望ましい。
- ② 県実行委員会、市町実行委員会、競技団体は競技補助員・競技会補助員として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の削減に努めること。

4 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督(チームスタッフを含む)

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ② 期間中は毎日検温を実施し、選手団の代表者は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町実行委員会へ提出すること。
- ③ 競技中以外は、原則としてマスクを着用すること。

(2) 競技役員・競技補助員

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ② 期間中は毎日検温を実施し、競技団体は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町実行委員会へ提出すること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(3) 競技会役員、競技会係員(市町職員)、競技会補助員、ボランティア

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間からの健康状態を確認すること。
- ② 期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートを市町実行委員会へ提出すること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(4) 報道員

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認し、市町実行委員会へ提出すること。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
- ⑤ 取材人数は、出来る限り少なくすること。
- ⑥ 囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンス(競技者と取材者および取材者同士の距離)を確保し実施すること。

(5) 視察員

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認し、市町実行委員会へ提出すること。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(6) 会場設営・売店事業者等

- ① 体調管理チェックシートにより、競技会実施2週間前からの健康状態を確認すること。
- ② 来場前に検温を実施し、代表者は全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで市町実行委員会へ提出すること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。

(7) 観客

- ① 氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力すること。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③ 会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④ 飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。
 - (ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
 - (イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用
 - (ウ) タオル、フラッグ等を振り回す
 - (エ) ハイタッチ、肩組み

5 会場内において実施すべき事項（市町実行委員会及び競技団体において実施）

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

(2) 受付等

- ① 受付には、手指消毒用アルコールを設置すること。
- ② 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する、またはフェイスシールド等を準備し、対応すること。
- ③ 参加者が距離をおいて（できるだけ2 m、最低1 m）並べるように目印の設置等を行うこと。

(3) 手洗い場所・トイレ

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求め（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。
- ③ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意すること。

(4) 控室・更衣室等の諸室

- ① 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

(5) 観客席

- ① 屋内競技では収容定員の50%以内とする。
- ② 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。
- ③ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。
- ④ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

(6) 取材エリア

- ① 会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限すること。
- ② ミックスゾーンは原則、設置しないこととし、設置する場合は柵などでソーシャルディスタンスを確保し、3密を防ぐこと。
- ③ 撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切ること。または設定できる撮影エリア内でのソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかけること。
- ④ マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討すること。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

- ① 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置すること。
- ② 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行うこと。
- ③ 参加者が距離をおいて（できるだけ2 m、最低1 m）並べるように目印の設置等を行うこと。
- ④ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数に留意し、対面での飲食は避けること。設置する備品（テーブル・いす等）は定期的に消毒すること。
- ⑤ これら①～④の感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止すること。

6 宿泊、輸送

(1) 宿泊

(県実行委員会及び市町実行委員会(合同配宿業務)において実施)

- ① 配宿予定宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟)」の遵守を依頼する。
- ② 宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行う。

(市町実行委員会において実施)

- ① 宿泊者に対し、下記「宿泊にあたっての留意事項」について各種案内等により協力依頼を行う。

「宿泊にあたっての留意事項」

ア 基本的な留意事項

- (ア) 宿泊者同士の接触をできるだけ避け、対人距離(できるだけ2mを目安に最低1m)を確保する
- (イ) マスクを着用する
- (ウ) 定期的に手洗い・手指消毒を行う

イ 各エリアや場面における留意事項

- (ア) 入館時には、手指消毒を行う
- (イ) チェックイン時は、できる限り代表者がまとめてチェックインを行い、宿泊者は一つの場所に固まらず、分散して待機する
- (ウ) エレベーターを利用するときは、過密状態にならないようにして乗車する
- (エ) 宿泊する部屋では、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する
- (オ) 大浴場等における入浴中は、対人距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える
- (カ) 大浴場の休憩室では、対面で会話をしないようにする
- (キ) 化粧品・ブラシ等は持参する
- (ク) 食事会場では、入場時の手洗い又は手指消毒を行うとともに、食事開始までマスクを着用する
- (ケ) 自席での食事中以外(テーブル間の通行や移動等)においてマスクを着用する
- (コ) トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする

(2) 輸送

＜公共交通機関等における感染予防＞

- ① 参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用及び会話の手控え、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底すること。

＜計画バス・シャトルバスにおける感染予防＞

（県実行委員会において実施）

- ① バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策（バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等）の確実な実践の遵守を依頼すること。

（市町実行委員会において実施）

- ① バス事業者に対し、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策の確実な実践の遵守を確認すること。
- ② 輸送業務に従事する市町職員等は、マスクを着用し、乗車時には手指消毒を行うこと。また、バス利用者と接点のある者については、必要に応じて手袋を着用すること。
- ③ バスの待合所を設置する場合は、手指消毒用アルコールを設置し、バス利用者ができうる限りのソーシャルディスタンスをとるよう協力を求めること。
- ④ 乗車時、降車時にバス車内の通路に滞留ができないように、留意すること。
- ⑤ バスの待合所やバス車内において、バス利用者に対し、以下のことについて、看板の掲示やアナウンス等により協力依頼を行い、感染予防対策を徹底すること。なお、バス車内におけるアナウンスについては、音声や映像の放送、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努めること。
 - （ア）マスクを着用する
 - （イ）会話の手控え、特に大声による会話は原則禁止する
 - （ウ）乗車時及び再乗車時に手指を消毒する
 - （エ）車内における飲食をできる限り避ける
 - （オ）ゴミは原則持ち帰る
 - （カ）降車時、通路に立ち列ができないよう順次に離席する
- ⑥ 計画バスについては、できる限り同じ利用者が同じ席に乗車するよう誘導すること。

7 監督会議、開始式、表彰式（市町実行委員会及び競技団体において実施）

（1）監督会議

- ① 監督会議は、感染防止の観点から、市町実行委員会及び競技団体で協議し、事前に必要な連絡事項をメール、書面等で周知する等の工夫を検討し、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保など感染防止対策を講じること。

(2) 開始式、表彰式

- ① 各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。
- ② 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など感染防止対策を講じること。

8 その他

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時改訂を行う。

三重とこわか国体亀山市弁当調製施設募集要領

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市弁当調達要項に基づく弁当調製施設の募集を行うため、必要な事項を定める。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達および弁当容器の回収

3 業務の詳細

(1) 弁当の種類

ア 斡旋弁当

大会参加者のうち、希望する者から弁当料金を徴収して提供する弁当

イ 支給弁当

競技役員、競技補助員、競技会補助員等に対し、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が弁当料金を負担して提供する弁当

(2) 弁当の単価

弁当の単価は、実行委員会が指定するものとする。

4 応募要件

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 三重とこわか国体亀山市弁当調製施設選定基準を満たすこと。
- (2) 亀山市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生手続き等を行っていないこと。

5 応募方法

次の書類を実行委員会へ提出すること。

- (1) 三重とこわか国体亀山市弁当調製施設応募票（様式第1号）
- (2) 三重とこわか国体亀山市弁当調製施設調査票（様式第2号）
- (3) 市税の納税証明書

- (4) 法人の登記事項証明書
- (5) 営業許可証の写し
- (6) 食品賠償保険証書等の写し（保険に加入している場合。未加入の場合は、業務の開始までに加入し提出すること。）
- (7) 食品衛生監視票の写し

6 募集期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月17（金）まで
（土曜、日曜は除く）

7 選定方法

実行委員会において、選定基準に定める要件を確認、審査の上、指定の可否を決定し、その結果を応募者に通知する。

8 その他

- (1) 書類の作成、郵送等、応募に要する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。また、実行委員会の弁当調達に関わる業務以外には使用しない。
- (3) 数量および配達場所については、実行委員会の指定によるものとする。

9 問い合わせおよび提出先

〒519-1192 三重県亀山市関町木崎 919 番地 1

亀山市生活文化部文化スポーツ課内

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会事務局

T e l 0 5 9 5 - 9 6 - 1 2 2 5

F a x 0 5 9 5 - 9 6 - 2 4 1 4

E - m a i l k o k u t a i @ c i t y . k a m e y a m a . m i e . j p

様式第1号

三重とわか国体亀山市弁当調製施設応募票

三重とわか国体亀山市開催競技における弁当の調製を希望します。
この応募票および添付書類の記載事項については事実と相違ありません。
募集要領の応募要件について、全て満たしていることを誓約します。
管轄保健所長に過去の営業停止等の行政処分状況を照会することを承諾します。

令和 年 月 日

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会
会 長 櫻 井 義 之 様

所 在 地

応募者氏名（法人にあっては名称および代表者氏名）

印

電 話 番 号

F A X 番 号

添付書類

- (1) 三重とわか国体亀山市弁当調製施設調査票（様式第2号）
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 営業許可証の写し
- (5) 食品賠償保険証書等の写し
- (6) 食品衛生監視票の写し

三重とこわか国体亀山市弁当調製施設の指定について

三重とこわか国体亀山市弁当調達要項および三重とこわか国体亀山市弁当調製施設募集要領に基づき弁当調製施設の募集を行い、応募のあった弁当調製施設のうち三重とこわか国体亀山市弁当調製施設選定基準を満足した次の施設を、三重とこわか国体亀山市弁当調製施設に指定しました。

弁当調製施設名称	住 所
あんぜん文化村	亀山市太岡寺町1170
名阪関ドライブイン	亀山市関町萩原39番地

參考資料

三重とこわか国体・とこわか大会亀山市実行委員会
 宿泊衛生専門委員会委員名簿

敬称略、順不同

委員会役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	亀山商工会議所	会員	福島 秀昭
委員	一般社団法人 亀山市観光協会	事務局長	本間 一也
委員	一般社団法人 亀山医師会	理事	堀 靖英
委員	一般社団法人 亀山歯科医師会	理事長	山田 敏彦
委員	一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会	理事	山口 哲夫
委員	鈴鹿食品衛生協会	会長	前田 稔
委員	三重県鈴鹿保健所	主査（課長代理）	相谷 祐司
委員	亀山市生活文化部環境課	課長	村田 博
委員	亀山市健康福祉部長寿健康課	副参事兼GL	駒谷 みどり
副委員長	亀山市産業建設部産業振興課	課長	富田 真左哉
委員	亀山市立医療センター地域医療部病院総務課	課長	宮村 信廣

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員、委員、顧問である者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の役員、委員、顧問に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。